

NHK記者が野球賭博事件を巡る警察の家宅搜索情報を相撲部屋の親方に知らせ、「公共放送の信頼を大きく傷つけた」と停職三カ月の処分を受けた。記者が問われたのは①コンプライアンス（法令遵守）、②報道倫理——の二点だ。①に関しては証拠隠滅補助などの犯罪として立件される可能性がある、②の理由は取材で得た情報を報道目的以外に使うことは許されない、という説明がなされた。一見もつともらしいが、果たしてそうだろうか。

②について検討してみたい。「取材で得た情報を報道目的以外に使ってはいけない」というルールは報道現場に存在しない。報道機関はそうした情報を報道以外の目的でさまざまに活用している。

ある報道機関にかつてこんな情報が持ち込まれた。国税局の職員が暴力団と関係のある企業の脱税に協力し、見返りに旅行に招待されるなど多額の賄賂をもらっている——という内容だった。その企業の顧問税理士は国税局のOBで、不祥事で国税局を懲戒免職になっていた。免職後に税理士事務所を開業し、元の職場の国税局から世話をしてもらった顧客の一つがその企業だった。情報提供者の証言は具体的かつ詳細で、ものになれば調査報道による大スクープになる。取材班が編成された。

接待の現場を押さえようと、記者たちはビデオカメラを持って張り込んだ。しかし、決定的な場面をなかなか押さえられないうちに、当事者たちに感づかれてしまった。独自の調査報道は暗礁に乗り上げたが、取材班は次の手を考えた。告発情報を捜査当

ジャーナリストは良心のみに縛られる

局に持ち込んだのだ。捜査当局は情報の信頼性を認め、接待旅行先とされた観光地に捜査員を派遣するなどした。しかし、最終的には立件に至らず、事件は消えた。

犯罪情報を捜査当局に持ち込む報道機関には必ず下心がある。事件の端緒を持ち込んだ見返りに、捜査情報を他社より優先して提供してもらおうことへの期待だ。報道は「圧勝」が約束される。捜査当局側は「これは持ち込みだから」と説明すれば、他社も納得せざるを得ない。かくして取材で得た情報は「捜査目的」に使われる。

いや、犯罪の疑いがある情報を捜査機関に通報するのは国民の義務ではないか、という見方もできるかもしれない。では、国政選挙の当落予測はどうだろうか。

投票日の約一週間前に報道機関は世論調査を行い、特に新聞各社は直前情勢を一斉に報じる。優勢、競り合う、猛追といった常套句がこうした記事では駆使される。選挙戦最終盤の情勢分析の基となった世論調査データが各社から提供されるのを各候補者陣営は首を長くして待っている。これによつて最後の一週間の選挙戦略を練り直すためだ。各報道機関は生数字を%に丸める程度の加工をしてデータを各陣営に渡す。これは記者と取材相手の信頼関係の証しとなる。こうして取材で得た情報は「選挙戦目的」に使われる。

報道現場ではこのような「取引」が横行している。取引した結果が、より充実した報道につながるのであれば、広い意味では報道目的に当たる、と言えなくもない。で

は、NHK記者の今回の行為はどうか。報道によると、彼は親方を助けたいとか、警察の捜査を妨害したいといった意図があったわけではなく、親方との人間関係を構築してその後の取材に生かしたいと思つたらしい。恩を売ること、取材で他社より優位に立ちたい、という功名心が働いたとすれば、この行為も広義の報道目的であつたという解釈が成り立つ。

①も議論の余地は大いにある。一般論として法令に違反する取材が何もかも否定されるわけではない。例えば、その捜査が政治的弾圧であつたり、事件のでっち上げによる冤罪の可能性を帯びていたりした場合、記者は何を差し置いても書く努力をしなければならぬ。その過程で、逃走中の被疑者と接触したとしよう。警察に即刻通報し、逮捕させるのが市民の義務だ。しかし、ジャーナリストは取材のチャンスのみをみすみす逃しはしない。犯人隠避容疑に問われるリスクを覚悟でどこかに留め置き、被疑者の言い分をじっくり聞くだろう。公権力取材の要諦も守秘義務違反をしてくれる協力者を得ることにある。

NHK記者が問われた二つの問題に優越するスタンダードがジャーナリストの職業倫理にはある。それは、真実を追求する手段が個々の「良心」に照らして恥じることがないかどうかだ。法令に違反したからとか、情報を報道目的以外に使ったからではなく、彼は自身の良心に照らして自分の行動の是非を判断したのかどうか。そこが問われなければならない。

△希▽